

第5回 長野市都市計画審議会
長野市都市計画マスタープラン改定専門部会
議事録

日時：平成28年1月22日（金） 午後2時30分

場所：長野市防災市民センター 3階 会議室

長野市都市整備部都市計画課

第5回 長野市都市計画審議会

長野市都市計画マスタープラン改定専門部会 次第

日 時 平成28年1月22日（金）午後2時30分

場 所 長野市防災市民センター 3階 会議室

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 議 事

審議事項

- (1) 第4回専門部会の指摘事項について
- (2) 都市構造、土地利用方針の改定内容について
- (3) その他の全体都市づくり構想の改定検討について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

◎長野市都市計画審議会 長野市都市計画マスタープラン改定専門部会委員

- 1 番 金 澤 玲 子 (ハ ウ ジ ン グ ス タ イ リ ス ト) = 欠 席
2 番 酒 井 美 月 (長 野 工 業 高 等 専 門 学 校 准 教 授)
3 番 清 水 秀 幸 (株 式 会 社 さ く ら 都 市 綜 合 研 究 所 代 表 取 締 役) = 欠 席
4 番 高 木 直 樹 (信 州 大 学 工 学 部 教 授)
5 番 築 山 秀 夫 (長 野 県 短 期 大 学 准 教 授)
6 番 宮 島 章 郎 (長 野 商 店 街 連 合 会 会 長)
7 番 柳 沢 吉 保 (長 野 工 業 高 等 専 門 学 校 教 授)
8 番 相 野 律 子 (長 野 県 建 築 士 会 長 野 支 部 女 性 建 築 士 委 員)
9 番 小 山 英 壽 (長 野 市 農 業 委 員 会 会 長)
1 0 番 池 内 功 (会 社 員)
1 1 番 太 田 亜 矢 子 (会 社 員)
1 2 番 山 浦 直 人 (会 社 員)

◎説明のための出席者

都市計画課長	羽 片	光 成
都市計画課長補佐	飯 島	邦 夫
都市計画課係長	宮 下	伊 信
都市計画課主査	小 林	明 徳
株式会社 日建設計総合研究所	竹 村	登

◎事務局出席者

都市計画課技師	安 西	加 奈
株式会社 日建設計総合研究所	上 野	和 彦

◎開会

○司会 ご案内の時刻となりました。本日はお忙しいところお集まりをいただき、ありがとうございます。ただ今から、第5回長野市都市計画マスタープラン改定専門部会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課の飯島でございます。よろしくお願いいたします。年も改まり平成28年になりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。さて、委員の皆様が全員おそろいではありませんが、始めさせていただきたいと思います。また、当専門部会は、市の「市議会等の会議の公開に関する指針」によりまして、原則として公開で行い、会議結果の概要につきましても、市のホームページ等で公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎あいさつ

○司会 はじめに高木部会長より、ご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

○部会長 今年もこの部会はまだまだ大変ですけれども、よろしくお願いいたします。段々と本質的なのというか、議論をやっていかなければいけないところに入っていきますので、皆さんが普段お考えのことをご遠慮なく、疑問点を含めて率直に言っていただいて、充実したディスカッションをできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。次に資料を確認させていただきます。まず、先日郵送させていただきました、資料1「都市計画マスタープラン改定専門部会 第5回資料」というA4の冊子でございます。それと、本日お配りしてございます、第5回長野市都市計画マスタープラン改定専門部会次第、補足「都市計画マスタープラン改定専門部会 第4回資料より抜粋」というA4判1枚のもの、「都市拠点と都市軸」というA3横の図面、「みんなで進めるコンパクトなまちづくり」という冊子の以上です。お手元にない方がいらっしゃればお申出いただければと思います。よろしいでしょうか。次に本日の日程ですが、お手元の次第に従いまして、終了は午後4時30分頃を予定しております。これからの進行は、高木部会長にお願いいたします。それでは、高木部会長よろしくお願いいたします。

◎議事

○部会長 それでは、議事を始めさせていただきます。議事録の署名人を毎回お二人の委員さんをお願いをしております、今日は宮島委員と相野委員をお願いをしたいと思

ますので、よろしく申し上げます。最初に前回（第4回）専門部会の指摘事項についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 はい、事務局の小林でございます。第4回専門部会の指摘事項についてということですが、第4回専門部会では今日ご審議をいただく土地利用の方針と都市構造図について修正のご意見をいただいております。その部分についてはこの後、別でご説明をさせていただきますので、それに載ってこないご意見についてここでご説明をさせていただきたいと思っております。まず、前回お示しをした資料の補足ということでA4判1枚のものでございます。グラフの数字のイレギュラーなものについて、どういう背景があるのかということをご説明させていただきます。

○事務局 補足の2ページ、裏面をご覧くださいませでしょうか。裏面には市街化区域人口密度と徒歩圏人口カバー率のグラフがございます。前回のご指摘は2ページ目のグラフの右下に滋賀県東近江市と書いてある点がございませぬが、前回はこの点に名前を付けておりませぬで、右下にポツンとあるこの点が何ですかと質問を頂戴していたのですが、その場で答えられませぬでしたので、もう一度精査いたしまして、東近江市ということでした。このグラフは横軸（X軸）が市街化区域の人口密度を表してございませぬで、東近江市の人口密度が100人/haに近く、非常に高い人口密度を表してございませぬで、1ページに戻ってございませぬで、同じように市街化区域の人口密度を表してございませぬで、このグラフでは縦軸が人口密度を表してございませぬで、1ページ目の図も前回お示しいたしまして、やはり人口密度が95人/ha近くある滋賀県東近江市は特異値というご説明はしてございませぬでしたが、1ページ目のこの点と2ページ目の点と同じ都市であったというご説明がございませぬでしたので、今回改めてご説明いたします。枠の中に書いてございませぬで、合併をした市町村でありませぬで、合併をする前に線引き、いわゆる市街化区域を定めたエリアと、非線引き、市街化区域がないエリアが混在している都市となります。人口密度は人口と市街化区域の面積で求めますので、市街化区域がないということで、その面積が分からないうことで、計算がエラーになり、こういう高い値になってございませぬで、値として間違ったものということで削除させていただきます。実際の東近江市の人口密度は33.4人/haという低い都市だということがございませぬで、分かってございませぬで。

○事務局 都市計画課の宮下です。私から、立地適正化計画を進めていく中でどのような国からの支援があるかという質問がございませぬでしたが、それについて詳しくお答えしてございませぬでしたので、お手元の資料の「みんなで進める、コンパクトなまちづくり」という茶色のパンフレットは国土交通省が出しているパンフレットになりませぬで、後ろから開いていただくと、立地適正化計画の特例措置や税制措置が書いてございませぬで、左側の一番下に税制措置ということでこういったメニューがございませぬで、右側には立地適正化計画で都市機能誘導区域や居住誘導区域を策定した場合、このような交付金を受けられる、または交付金の嵩上げが出来るというメニューがこれだけございませぬで、これが全部長野市の中で出来るかと

いうと、それはまた別でありまして、今後この部会で立地適正化計画の策定を進めていく中で具体的な施策と併せて、こういったものがあるのではないかと実態が分かってくるのではないかと思います。こういったことも活用できるということで資料としてお示しさせていただきました。以上です。

○部会長 ありがとうございます。今のご説明に対して何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

○委員 今支援として取り入れているものはあるのでしょうか。

○事務局 これは立地適正化計画を策定していく中で、例えば上のほうに都市機能立地支援事業があって、都市機能再構築戦略事業が2番目でございます。交付金の関係で嵩上げ措置が受けられるのではないかとというのが、例えば行政の施設や公共公益施設で対象になるのではないかと今のところ想定しております。

○部会長 よろしいでしょうか。他には何かございますでしょうか。では、次に今日の本題に入りますが、都市構造、土地利用方針の改定内容についてということで、事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局 都市構造・土地利用の改定内容についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。説明に入る前に、現在の審議の進捗状況と今後の予定についてまず簡単にご説明させていただきたいと思っております。これまでの専門部会の議論により、「全体都市づくり構想」までの部分、1ページ目の「1. 都市計画マスタープランの改定にあたって」、「2. 全体都市づくり構想」の部分についてご意見を頂戴しております。これをうけまして、1、2までの部分について中間報告という形で3月下旬にまとめていきたいと考えております。今回の専門部会では、中間報告を案としてお諮りをさせていただくため準備を進めていきたいと考えております。本日の資料対象範囲であります、赤枠で括っている部分ですが、赤枠の「部門別方針※」以降は今回初めてお諮りする部分である「全体都市づくり構想」のうち、「道路・交通施設整備の方針」、「自然環境の保全と都市環境整備の方針」、「都市景観整備の方針」、「防災都市づくりの方針」については、後ほど担当から説明をさせていただきます。私からは※（米印）より上の11月25日に開催されました、前回の専門部会において、委員の皆様よりご意見を頂戴し、手を加えました「全体都市づくり構想」のうち「都市構造」、「土地利用方針」について、ご説明させていただきます。それでは、2ページ目をご覧ください。このページについては、前回お諮りしたのから大きな変更はございません。都市構造の基本的な考え方として、「拠点」と「軸」で構成をする。「コンパクトな都市（集約型都市構造）とするための「都市拠点」と「都市軸」の形成」、「地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成」という基本的な考え方とする部分については変更はありません。次に3ページ目をご覧ください。3ページ目は拠点についてでございます。前回、都市構造図のなかの「拠点」の記載について、それぞれの拠点の位置付けや将来像がイメージしづらい、また、集約・拠点化するものとしては、数が多過ぎるのではないかと意見を頂戴しました。ま

た、その中でも、拠点の中のレベルの差が大きすぎて、一括りにするのは少し乱暴ではないかとの意見も頂戴いたしました。これらの意見を踏まえまして、事務局として新たに「拠点の分類と機能」という図を加え、それぞれの位置付けをイメージしやすくしました。それが3ページ目中段の表でございます。また拠点の分類について再検討を行いまして、「拠点」を大きく三つに分けました。まずは、「都市拠点」として、都市機能が集積し、公共交通を用いて多くの人アクセスする鉄道駅などを中心としました。広域的な都市機能や日常生活に必要な機能が徒歩圏内に集積し、拠点の後背の居住地から徒歩や公共交通によりアクセスする市街地の「核」となるものを都市拠点としました。その一つ下の「地域生活拠点」ですが、これは生活の利便というところに注目しまして、地域の生活の利便性を向上させ、地域の中心となるというところに入れさせていただきました。「自然観光拠点」として、自然や観光機能が集積し、広域からの利用客も訪れる長野市を代表するのということで、まずは大きく三つに分類いたしました。更にこれらの分類の中から、都市拠点では「広域拠点」と「地域拠点」の二つに分類させていただきました。広域拠点については、長野地区中心市街地を中心とした高次の広域的都市機能の集積する拠点です。市や長野県に唯一、もしくは北信エリアなど広域生活圏に一つあるような機能、いわゆるフルスペックのものについて広域拠点としています。都市拠点の中のもう一つ、地域拠点は、市内のいくつかの地区の中心となり、広域拠点に次ぐ都市機能が集積する拠点として、日常生活に必要な買い物やサービスを受けるためには、中心市街地まで行かなくても事足りるという、というものです。このように都市拠点の中には広域拠点と地域拠点を設けさせていただきました。大分類の二つ目、地域生活拠点の中にも、「生活拠点」、「生活中心地」という二つの分類を設けさせていただきました。これは、前回「代表的な生活拠点」としてお示ししたのですが、お手元のA3判の資料をご覧くださいと分かりやすいかと思えます。前回、お示ししたものが真ん中の図でございます。凡例の都市拠点の中の代表的な生活拠点としてオレンジ色で示しているものでございます。これについて、中山間地域のものもかなり含まれているし、市街地で駅があるような所も含まれていて、範囲が広いのではないかというご意見を頂戴しましたので、生活拠点と生活中心地という形でそれぞれ二つに分けさせていただきました。生活拠点については平地である程度生活サービスが提供可能であるということ、生活中心地については、中山間地域をイメージするという形で、前回での生活拠点を二つに分けさせていただいております。自然観光拠点については、都市拠点、地域生活拠点とは少し趣きが違いまして、どちらかというところ、観光や自然環境、長野市以外の広域からの来訪者を集めるエリアという意味での位置付けになります。今回お示しをさせていただいた都市拠点が今後、立地適正化計画の中で都市機能誘導区域に指定されるエリアと想定をして、提示させていただいております。また、前回は交流拠点という形でそれぞれ施設についてお示しをさせていただきましたが、今回の都市構造の図からは外しました。拠点的な位置づけではございませんので、分かりやすくするという意味合いから今回の都市構造図から外したものです。以上が3ページ目の説明です。続い

て4ページ目は、軸についての説明です。軸の区分や役割については変更はございません。5ページ目でございます。先ほどからご説明をさせていただいております、都市構造図についてでございます。都市構造図の表記についてもご意見をいただいております。松代への軸について、都市軸だけでなく歴史交流軸の考え方も必要ではないか、特に松代については歴史的な要素が強いので、そういった表記が出来ないだろうかという指摘を頂きました。そのご指摘をうけまして、ピンク色の都市軸の上に、歴史交流軸を重ねた形で表現をさせていただきました。また、前回生活拠点としてオレンジ色で示していましたが、生活拠点をオレンジ色で、生活中心地を紫色で示しておりますが、市内の全てを都市構造図の中に落とすことはなかなか難しいので、都市構造図で落とさせていただいてるものは、地域生活拠点の主なものとなります。図で示したオレンジ色と紫色の点以外にもあるということになります。都市拠点については、図で示したものが全てになります。また、若穂について、前回は図示させていただきましたが、公共交通の観点からいきますと地域生活拠点ではありますが、代表的なということではないということで今回は載せておりません。更に、更北については後段で説明をさせていただきますが、交通との関係で松代から中心市街地へ行く大きな軸の上に乗っていて、人口もそれなりにあり、公共交通であるバスの本数も多いということで、新たに載せさせていただきました。次に6ページ目をご覧ください。6ページ目では、各拠点の将来像の整備方針がイメージしづらいというご意見を頂戴しましたので、文言での説明に加えてイメージ図を入れさせていただきました。広域拠点については先ほども少しご説明をいたしました。長野駅から善光寺を中心とした中心市街地を長野市及び北信地域の「広域総合拠点」として、ここでしか手に入らないような商品やサービスが提供される商業・娯楽機能、市役所・県庁や国の機関などの行政機能、金融機関や企業の本支店などの事務所機能等の、多様で高次の都市機能が集積する拠点です。いわゆるフルスペックのという定義をしておりますし、それに見合う整備をしていくものです。その次の地域拠点は篠ノ井、松代、北長野についてですが、基本的には広域拠点に行かなくても事が足りるまちづくりを目指すというものでございます。地域拠点の機能集積のイメージを見ていただくと、その中にはデイサービスセンターもあり、病院もあり、銀行・郵便局、図書館分室もあり、更には公共交通がきちんと定まっているというイメージで地域拠点を定めるものでございます。7ページ目をご覧ください。7ページ目は地域生活拠点についてです。地域生活拠点については、日常生活に不可欠な機能が徒歩またはバス等の公共交通で利用できるよう、土地利用や都市機能の誘導を図りたいというものです。地域生活拠点のイメージとすると、生活に密着したサービスの提供を行うが、場合によっては都市拠点とネットワークにより補完することも想定される。ただ、基本的な部分はある程度ここでできるというような、コンビニや金融、診療所、デイサービスセンターのようなものはあるような所を生活拠点として想定しています。日常生活に必要な機能を満たすことが出来ない場合は、ネットワークによる補完が必要だということで、自分の所で足りない部分については、隣の生活中心地や生活拠点に行って補い合う

という生活の仕方を想定していますし、そのように整理をしていきたいと考えています。これらの考えを一つの図にまとめたものが8ページの図になります。8ページの図の中のそれぞれの拠点を示している点線の色ですが、これは都市構造図で示している各拠点の色と連動してございます。例えば、左上の中山間地域の生活中心地については、コミュニティバスやデマンドタクシーなどにより集落から拠点へのアクセスを確保して、生活機能を確保していく。右側の生活拠点については、長野駅へのアクセスや地域の生活拠点どうしを結んで相互に補完をしていく。そのようなイメージの図でございます。次に9ページ目をご覧ください。この部分については、前回提示したものと大きな変更はございません。基本的には前回お示ししたものと変わりませんが、人口が減少しているという局面ですので、開発だけではなく既存であるものを使っていくという表現を変えたところがございます。10ページ、11ページでございます。まず11ページをご覧ください。11ページにある図の住宅団地の高齢化のイメージについて、二極性があるので、この表現では十分ではないのではないかという意見を頂戴しました。高度経済成長期の昭和30年代、40年代に分譲された若槻団地などについては、今後高齢化が高まるのであるのだから、そのときの議論では専用住宅のように比較的低いというのはおかしいのではないかというご意見を頂戴しました。私どもで前回上手くご説明が出来なかったのですが、若槻団地は確かに地理的には市街地の縁辺の部分にございますが、都市形成の歴史や経緯などをたどりますと、かなり古い段階から形成がされているので、分類としますと、周辺市街地の一般住宅地に入ってくると考えております。これについても前は文字だけでの説明でしたので、なかなかイメージがしづらいということで、12ページ以降に各土地利用区分のイメージ図、写真を入れさせていただいております。先ほどの若槻団地については、周辺市街地の一般住宅という形で右側の写真がイメージとなっております。全体を通じて高度経済成長期に形成された住宅団地では空き家があります。ただ、そこについては、公共交通のバス路線などが整備をされていて、住宅地としてのポテンシャルは非常に高いので、今後は積極的に活用していくべきではないかと考えております。(2)の写真の上ですが、高度経済成長期に形成された住宅団地では、良好な都市のストックを次世代に引き継いでいくために、空き家対策などを講じると記載しております。13ページ以降は前回のものと変わりはありません。全体を通してのことですが、前回の都市計画マスタープランでは、土地利用の方針、道路・交通施設整備の方針等それぞれの方針のなかで重点方針という形で、もう少し具体的な記載がありましたが、今回の改定では今後進めていきます4編の都市計画マスタープランの実現に向けてというなかで具体的に記載をさせていただきたいと思います。その部分については、今回は記載をせずに4編に送るということで考えております。土地利用方針から以下の防災都市づくり方針までの共通の事項でございます。前回お諮りした部分についての説明は以上です。

○部会長 はい、今、都市構造と土地利用方針の一部内容を変えた部分についてご説明をいただきました。何か今のご説明に対して、資料1の13ページまでについてご質問等はあ

りますか。拠点についての書き方、分類の仕方から変えたということが一つ大きな変更です。後は説明を分かりやすくしたということです。地域生活拠点を市街化区域内の生活拠点と、都市計画区域外の生活中心地という言い方によって変わっていて、そこを「拠点」と言っていると、これからの方針として整備の方向性があまりよくわからないから、市街化区域内でこれからも生活の拠点として置いていこうという所と、中山間地域間にある集落の中心地は生活中心地という言い方をして区別をしたということが一つ大きな違いだと思います。わかりやすさというか、方向性としてはこれでよろしいでしょうか。特に意見がないということは、そんなに違和感がないという、前回のみんな生活拠点になっていたパターンよりは分かりやすくなったから、これでいいかなと皆さんお思いになっているということでもよろしいでしょうか。

○委員 生活中心地は小さな拠点ではあるわけですね。小さな拠点ではあるけれど、前回から格下げということではないけれど、類型化したということになるわけですね。分かりやすくなったのか、地域生活拠点ではあるのだけれど、市街化区域とそれ以外を分けたという中で、印象が変わったということですね。すっと落ちたという感じでもまだなく、生活拠点と生活中心地が若干まだ分かりにくい気もします。生活中心は、他のところにも生活中心はあるので、生活拠点があって、特に中山間地域で都市計画区域外のより規模が小さいものを拠点とまでいかないので、中心地という言葉に変えたということですね。

○部会長 前回の議論の中でも、例えば今井、安茂里、川中島、あるいは豊野と、七二会といった所は扱いが違うだろうというようなことがありました。もちろん記述の仕方でも、市街化区域内の生活拠点と都市計画区域外の生活拠点というような言い方でもいいのかもしれないけれど、それよりもイメージが伝わりやすいようにということで、生活中心地という表現にしてあります。拠点という言葉を外した、前回の指摘をうけての提案になっています。今日は意見を積極的に言ってくくださる方が比較的いらっしゃらないので、皆さんぜひご意見をお願いします。はい、どうぞ。

○委員 拠点という言葉に引っかかりがあり、拠点という言葉を使って中心地という言葉にしたという分け方としては理解しやすいのかなと思います。それまでが全部拠点だったので、中山間地域は中心地という表現でイメージしていくという意味では、他に適当な言葉がなかなか見つかるところにないもので、それなりに区分されているのではないかと思います。

○部会長 7ページ、8ページあたりまでの拠点の分類についてはよろしいでしょうか。9ページ以降の土地利用方針について、一つはイメージが分かりにくかったということで、12ページ、13ページで画像も使って分かりやすくしたということ。それから、具体的に言ってしまうと、若槻団地が典型ですけれども、そういった住宅団地は市街地縁辺部の専用住宅地なのか、周辺住宅地の一般住宅地なのか分かりにくかったり、それによって若干書き方が変わるということで、高度成長期に形成された住宅団地は12ページの(2)の周辺市街地で、良好な都市ストックがあるから空き家や空き地対策などを講じていく、要するに積

極的に人に住んでもらうような場所として、これからの次世代に引き継いでいくという方向性を明示していただいたということが大きな変更かなと思います。はい、どうぞ。

○委員 お尋ねしたいのですが、土地利用に関して、例えば13ページの(5)中山間地域の集落については、前提としてコンパクトなまちづくりを目指すけれど、二地域居住であったりとか、営農意欲を受け入れるというような記載を入れるということは、中山間地域については、集約をあまりしないという意味をお持ちということなのでしょうか。

○部会長 ここに書いてあるバックデータとして、中山間地域についてはこれからもしっかり頑張ってもらうように市としても応援をしながらやっていく、ということでのいいのかという意味でよろしいでしょうか。

○委員 インフラ整備やこれから税金をたくさん投入しなければいけないような時代にあって、中山間地域の位置付けが非常に難しいところだと思います。もちろんそれぞれ大事な市民の方がお住まいになっているし、どの地域に対しても対応していきたいというお気持ちは分かるのですが、現実的にコンパクトシティだとうたうということは、中山間地域に対して二地域居住だとか、県外からの移住斡旋を長野市ではやっているけれど、そういうことをこれからもまだ続けていく、という決意があるように受け取っていいということですか。

○事務局 市長の公約の中でも中山間地域活性化というのは一番大きな部分を占めています。ただ、今おっしゃられたように、何で小さな拠点という議論があるのかということ、全ての人を集めて街中と同じ都市環境を整えるということではなくて、必要なものは必要として、ある程度の集約を図っていくというものです。街中を集約的な都市構造としていくということと併せて、小さな拠点として必要なものは集めていくということです。ただ、歴史的な生活の成り立ちも当然ありますので、その辺は何とか維持ができるような範囲の中で考えていければと思っております。中山間地域に今ある集落を全てまとめていこうということではなく、そういったものを維持しながら、ある程度の協力については否定をされるものではないので、中山間地域の不便さも理解していただきながら、都市の構造については小さな拠点等で集約化を図っていくということです。曖昧な答えになりますが、これからもインフラをどんどん整備していくということではありません。

○委員 資料の後半でも出てきますが、中山間地域は特に、防災の拠点については近所の集会所が防災の避難所に指定をされていたりして、すごい数の避難所が出来ていてます。何かあったときにそこに避難をして本当に大丈夫なんだろうかという状態の避難所も多くある状況です。それも中山間地域をしっかりとこれからも現状維持、もしくはきちんとそこで生活出来るようにということであれば、集会所については少なくとも耐震の診断をして補修をするようなことができるのかというところがあって、数が多いですし、道も細いですし、土砂崩れや地震などで道路が寸断されたときには一つ一つのところにまとまらざるを得ないけれど、大きな問題を抱えていてどうしたらいいんだろうと思いつつ、でも切り捨て

るということではないのですよね。

○事務局 おっしゃられたように、集落の数だけでも相当なものがある、今までそれぞれに集会所などが整備されてきました。ただ、現実として、人が減っているのは間違いがないことで、それを利用してということではないですが、できるだけ集約化が図れる組み立てには中山間地域であってほしいというのは前提にあります。必要がなくなった集会所等は一つにまとめられるものであれば、公共施設マネジメントと併せてある程度調整をしていければということになるかと思えます。

○委員 おっしゃっていることは分かるのですが、中山間地域の人が減っていき、このままなくなってしまうかもしれない所もあると思えます。実際にそういった所があり、本当になくなってしまったとしても、資料の後半で今日の議論の課題にもなっているように、防災について、そこに住んでいる人の防災の話ではなくて、街に住んでいる人の防災や治山治水の問題の関係からすると、特に長野県の場合は、そういった所が基になっていることが多いので、住んでいる人がいなくなったからといって、行政が手を入れなくてよくなるという話ではありません。そういう意味でも、特に水源になっている場所にたどり着くまでのインフラの整備をしなくてよくなるという意味でのコンパクト化を図れるという状況には恐らくならないということを見ると、都市と都市の間にあるような中山間地域の、特に水源としてや治山治水といった意味で重要な意味を持つエリアに人が住んでいてくれるということは、それが重要な意味を持つという部分があると思えます。そこに住むことを希望する人が居なくなってしまっても、街がなくなってしまったとしても、そこにはある程度手をかけなければいけないし、そうではなくて最低限の機能を維持して、そこに住みたいという人がいる以上、それを機能させるとか、あるいはそこに入りたいと言う人がいればそれをフォローするというのが行政のスタンスとしてあるということは理解できる話で、その部分が機能するように都市計画区域外であっても、方針を立てておくというのは設定している内容として大事なのではないかと思います。それが今のお話を聞いていて思ったことで、一つ前の拠点と中心地についてですが、そもそもこれを分けるという話になったときに、拠点はこんなにたくさんあって本当にそれを整備方針として実施できるような状態になるのかという意味もあったと思えます。大本として整備方針をどうするのかということに対して拠点と中心地と分けて、これは市街化区域内と外の話と分かれているので、拠点になっている所はこういう方針で、中心地になっている所はこういう方針でということを考えるのであれば、先ほど聞いていて、拠点と中心地になっている所の差が実ははっきりわからないと思いつながりながら聞いていたのですが、そこを方針として違うんですという部分がもう少しははっきり分かるようになると、差をつけるとか区別を付けるとは違って、分けている意味があるのではないかと思います。それは先ほどの拠点と中心地というものの話が、今話しをしていた中山間地域では生活中心地という言い方になるので、それが方針という部分にもつながるのではないかと思います。一緒に意見させていただきました。

○事務局 1ページ目を見ていただきたいのですが、今の整備方針的なものは次の地域別まちづくり構想の中で鬼無里地域や戸隠地域などについてもまちづくり構想を作っていないかなければならず、その中で当然、整備方針等もうたっていないかなければいけません。そうなってくるとやはり、中心市街地と中山間地域の整備方針の違いが多分、明確に出てくるのかなと思います。ここではそれぞれにうたうわけではないので、地域別まちづくり構想の中でそれぞれの地域について整備方針をうたっていくと考えております。また、そこには小さな拠点の考え方、中山間地域の部分について載せていかなければいけない、また街中については立地適正化計画と都市機能誘導区域、居住誘導区域等がある程度示していくようになりますので、地域別まちづくり構想を経てそれぞれの整備方針がある程度明確化し、区別化されるのかなと考えております。それを待って、都市計画マスタープラン最後の実際の具体的な施策に結びつけたらと思っております。

○部会長 コンパクトシティの議論をしているときに、コンパクトシティは要するに中山間地域で生活している人たちを見捨ててコンパクトなまちづくりをしていくために、市の中心部に集めてそれでコンパクトシティにするんだと早とちりをしている人が相当います。だからそんなのは絶対有り得ないんだという言い方をされる方がいて、私自身もコンパクトシティがいいのではないかとと言うと、そういうことを言われる方がいたのですが、今回のこれを見ても、歴史的経緯のある中山間地域の集落の部分については、生活中心地としてできる限り維持をしていこうと、そうは言っても、実際問題本当になくなって、限界点を越えてしまったらどうするのという話は別だとは思いますが、基本的には切り捨てるものではなく、どうやってコンパクトシティにしていくのかということ、市街化調整区域にだだらと広がっている部分を今後は認めないと。認めないとまでは言わないかもしれませんが、基本的にはそこは自然であったり、農業地域としてしっかりと保全していこうと。スプロールを抑えるというのがコンパクトの一つの考え方であるということが長野市の方針としてここには書いてあるのではないかと思います。我々、専門部会としてもそれでよかろうということであれば、いいことを書いてくれたのかなと思っております。中山間地域の議論が多く出てきているのですが、現実問題として、今後何十年にわたって整備が続けられるかどうかということは人が住んでいるかどうかで、人がいなくなったときにクラインガルデンも何もなくなってしまうので、既存の集落があるなかでの新しい人の受け入れがあるのだらうと思います。人口がこれだけ減るなかで全てのエリアに対して市が今後も永続的に力を入れていくことは出来ないでしょうから、ある程度メリハリは出てくると思います。それは多分、市街地縁辺部の住宅地や工業地に対しても同じなんだろうと思います。さすがに中心市街地から手を抜くということはないと思っております。

○委員 12ページの先ほど先生がご説明された、空き家についての記載が追加されているのですが、その前の市街地中心部と周辺市街地の部分で、市街地中心部の記載で頭のセンテンスを読むと「都市活動や生活の中心となる広域拠点や地域拠点では」とあり、ここ

いきなり広域拠点と生活拠点ではとなって、それが市街地中心部とイコールのようなイメージになるのですが、空き家対策については必ずしも、私の勘違いかもしれませんが、空き家対策は都市拠点と地域拠点の両方あるわけですね。これだと周辺市街地だけが空き家対策をするように聞こえるので、表現を工夫してもらってもいいのかなと思います。例えば篠ノ井で言えば、街中に空き家がたくさん出てそうなのです。それが一点です。同じく12ページの(2)のなかに「中心市街地」という言葉が出てくるのですが、これが(1)の「市街地中心部」と紛らわしいような気がします。中心市街地の定義がどこかにあればよろしいのですが、これがどういうものか資料を読んだ範囲ではわからないので、言葉の使い方を再確認していただければと思います。戻ってしまって恐縮ですが、先ほどの交流軸のなかで、歴史交流軸についての意見を申し上げたので、松代まで歴史交流軸を延ばしていただけて非常に分かりやすくなったのではないかなと思います。こういう方向でまとめていただければと思います。

○部会長　　今のご指摘は、市街地中心部の下に中心市街地という言葉があって、普通に使っているのですが、ここでも使われたらと思うんですけども、例えば、広域拠点や地域拠点などに近接している地域特性やという書き方になれば、一貫した書き方になって、ここでいきなり中心市街地と出てくるから混乱するという話だろうと思います。これだと多分、ご質問の趣旨と合うと思います。他はよろしいでしょうか。最初のうちはあまり意見がなかったのですが、予定よりも遅れ気味になってきています。一応、都市構造と土地利用方針の前回からの変更などについてのご意見を頂戴しております。時間のスケジュールの都合で、次の全体都市づくり構造の改定内容について話をさせていただき、ご意見等があれば、少し戻っていただいても結構なので、進めさせていただきます。では、全体都市づくり構想の改定内容についてご説明をお願いします。

○事務局　　都市計画課の宮下です。私から、資料の14ページから30ページまで、まとめて説明させていただきます。ここからは、都市計画に関連する分野について、上位計画や他分野計画との整合を基本とし、立地適正化計画も意識した記載としております。資料のボリュームがありますので、各ページの概要を説明させていただきます。今回の改定にあたり、専門的な用語や説明を減らし、具体的な記載にするように文章を変更しております。資料の14ページ目をご覧ください。「3. 道路・交通施設整備方針」について説明します。「1. 道路・交通施設整備の基本方針」としまして、コンパクトな都市（集約型都市構造）を支える交通整備、交通需要の平準化・効率化を図るための交通需要管理や効率的な道路整備、安全・安心で環境にやさしい交通施設整備の三つを記載しております。この記載は、前回のマスタープランと同じ記載となっておりますが、「歩いて暮らせる都市づくり」を「過度に自家用車に依存することなく徒歩圏に主要な都市機能を集積する街づくりを進めるため」という具体的な表現に変更しております。15ページ目をご覧ください。「2. 道路・交通施設の整備方針」について説明します。「(1) 道路の整備方針」では、「①コンパクトな都市（集約型

都市構造)を支える道路の整備」、「②安心・安全な道路の整備」の二つを記載しております。

①では、都市構造の形成方針に併せ、「拠点とネットワーク」について記載しております。②は、現行のマスタープランと同じ記載としており、道路の持つ機能として防災とユニバーサルデザインについて記載しています。これらの記載は、現行のマスタープラン策定時に、当時も同様に土地利用に則した記載としております。当時、現行のマスタープラン策定しているときには第2回長野都市圏パーソントリップ調査結果による長野都市圏総合都市交通計画というものが策定されており、その計画と整合を図りながら記載したのになっております。現在、第3回長野都市圏パーソントリップ調査と、それに基づく総合都市交通計画を平成27年度から平成29年度にかけて実施しています。計画について詳しく記載をできるものではありませんが、パーソントリップの計画策定状況により、記載できる内容があれば、反映していく予定です。続きまして、16ページ目をご覧ください。広域道路網図を掲載しています。ここでは、長野市内の高速自動車国道(高速道路)、一般国道、県道、都市計画道路と都市計画区域を示しています。17ページ目をご覧ください。都市計画道路整備計画図を掲載しています。ここでは、都市計画道路の整備状況を示しています。凡例を上から説明します。黒線の整備は、平成29年度に完了している予定で入れています。赤線の事業中は平成29年度以降も継続して事業を予定している路線を入れています。着色の無い線はまだ未整備の路線となっております。また、下の灰色の路線は、都市計画道路以外の幹線道路を示しています。下のコメントの欄は、現在の状況を示しています。平成29年3月の公表時には時点修正していく予定です。続いて18ページ目をご覧ください。「(2)公共交通整備の方針」では、長野市交通ビジョンを参考に記載しています。今回のマスタープランの改定では、立地適正化計画の部分として、公共交通の分野について記載をしております。交通ビジョンの公共交通整備の基本方針として、三つの方針、都市軸と連携する交通軸を「①基幹公共交通軸」、「②地域公共交通軸」、「③中山間地域公共交通軸」を記載しております。19ページ目をご覧ください。左上の図面が、公共交通ビジョンで掲載している「都市構造と公共交通のイメージ」の図です。この図では、都市構造における公共交通を「一房のブドウ」に模して表現しています。紫色の円の粒をいわゆる拠点として、その中の濃い青色の円を粒の中で核となる拠点と考え、緑色の線を枝である公共交通を表現しています。下の大きな図面も、公共交通ビジョンで掲載している「拠点を結ぶ公共交通軸」の図になります。資料の5ページにありました、A3判の資料にもあります都市構造図(軸と拠点)にも似ている図になります。公共交通軸は、都市軸での人の移動を支える軸となります。各拠点は、凡例のような赤い円で示されています。都市構造図の交流軸は、市外までの繋がりを示している、公共交通以外の人・モノの動きまで示しているもの、公共交通軸では、市内で止まっている軸もごさいます。主に西山地域、大岡、信州新町、鬼無里といった所については市外までの公共交通軸がないような表現となっております。続いて20ページ目をご覧ください。「(3)交通利用環境の整備」の記載も(2)と同様に公共交通ビジョンを参考に記載しています。」「①交通需要マネジメ

ントの推進」では、交通需要マネジメントについて、例示しながら説明しています。「②既存道路の改善」では、交通需要の変化を想定し、既存ストックを活かした道路ネットワークについて、例示しながら説明しています。「③公共交通の利用環境の充実」では、公共交通ビジョンを参考に、例示しながら説明しています。こちらは公共交通ビジョンを書き出したものとなっております。続いて、21 ページ目をご覧ください。「(4) 中心市街地の街づくりと一体になった総合的な取組み」については、現行マスタープランでも、長野都市圏総合交通計画を参考に記載した部分です。「①歩いて暮らせる中心市街地を支える交通基盤の整備」は、一般の方に、なじみの少ない用語を減らし、例示しながらの説明としております。「②まちづくりと一体になった交通需要マネジメントの推進」では、現行マスタープランと同じ記載としています。続いて、「中心市街地交通整備方針」の図について説明します。この図では、広域拠点の市街地整備をイメージしたものと掲載しております。この図は、第2回長野都市圏総合交通計画で記載しているものでありまして、現行マスタープランの図と大きく変更していませんが、現行マスタープランとの違いは、下地に地図を入れ、長野駅の自由通路の部分を消しています。また、この図については、中央通りの善光寺表参道の整備に関して、現在大門南交差点から新田町交差点までの歩行者優先化が完了していますが、今後新田町から長野駅までの区間の整備方針を含めた取り組みもございますので、載せてあります。この図に関しては、広域拠点でのまちづくりと一体となった総合的な取り組みの例示として掲載しておりますが、古い図でもありますし、今回の掲載方法がいいのかどうかなども含めて委員の皆さまからも意見を頂戴したいと思っている部分でもございます。続いて22 ページ目をご覧ください。「4. 自然環境の保全と都市環境整備の方針」は、現行マスタープランの記載を基本として、「長野市緑を豊かにする計画」など他の計画と整合した記載としております。「1 自然環境の保全と都市環境整備の基本方針」には、四つの基本方針を記載しております。「2 自然環境の保全と都市環境の整備方針」も同様に他の計画に整合させた記載としております。続いて23 ページをご覧ください。ここでは、現行マスタープランの公園や街路の整備、建築物の緑化や公共交通の利用促進などの環境共生型都市づくりの推進を「(4) 身近な緑にふれあえる環境整備」、「(5) 公共施設や民有地の緑化」、「(6) 省エネルギーや公共交通の利用促進」など環境共生型都市づくりの推進に分けて、記載しています。(4) では、中心市街地で不足している身近な緑や公園・広場について、記載を追加しております。24 ページ目をご覧ください。「自然環境の保全と都市環境整備の方針」図を掲載しております。基本的なところは変更していません。続いて25 ページをご覧ください。「5. 都市景観整備の方針」は、市町村合併により、追加された信州新町や中条地区の記載や整備方針の記載の振り分けを変更しております。「1 都市景観整備の方針」は、現行マスタープランの記載と変更していません。「2 都市景観の整備方針」では、市町村合併による追加した記載と「(2) 歴史的に育まれてきた長野の特徴ある景観の継承」など振り分けの項目を変更しております。26 ページ目をご覧ください。ここでは、25 ページと同様に振り分けの変更をしております。

整備方針の方向性や内容について、大きな変更はない記載としています。27 ページ目をご覧ください。都市景観整備の方針図をご覧ください。現行マスタープランでは、景観保全ゾーンなど具体的な地名等が無い示し方でしたが、景観計画推進地区、特色のある景観形成を特に推進する地区など具体的な示し方をしています。28 ページ目をご覧ください。「6. 防災都市づくりの方針」では、災害に対する近年の考え方として、減災や災害発生時の緊急輸送路の確保などを意識した記載としています。「1 防災都市づくりの基本方針」としまして、3つの方針は、現行マスタープランと同じ記載としております。「2 防災都市づくりの整備方針」では、「(1) 拠点の防災能力向上と連携の強化」の「②拠点間の連携強化と緊急輸送道路等沿道の耐震化」で減災や災害時の対応などについて記載しております。続いて29ページの(3)をご覧ください。自然の保全や防災を総合的に捉えた治山・治水対策の推進ということで、土砂災害警戒区域などを追加した記載としております。続いて30ページをご覧ください。浸水想定区域・土砂災害警戒区域と緊急輸送道路の図をご覧ください。現行マスタープランには、同様の図を掲載しておりませんが、都市計画の土地利用と防災の観点を重ねることで、防災都市づくりの方針を判りやすくすること目的としています。資料の説明は以上となります。現行に記載していましたが重点方策の記載は、地域別まちづくりや4編の都市計画マスタープランの実現に向けてという所で記載していく予定です。私の説明は以上とさせていただきます。

○部会長 ありがとうございます。一気にご説明をいただきましたが、お話を聞きながら分かっていくかと思いますが、多くの部分は他の計画と重なっていて、他のビジョンや計画から引用をしつつ、このなかでの書き方に変えていただいているということだと思います。念のために聞きますけれども、ここに書いてある内容について質問することはいいですが、何か問題があるとなった場合はどうすればいいのですか。

○事務局 他計画に影響がない範囲、整合を図っているところがありますので、他の上位計画の記載とあまりにも懸け離れたものにするということではできません。

○部会長 今のご説明などをお聞きになって、これはおかしいのではと思うことがあれば、とりあえず言っていただくのはいいということですね。例えば、調整のきくような範囲のことであるならば調整は出来るし、オリジナルの他の計画よりいいものがこちらで出来るならば調整を図りながら一歩踏み出すことも可能ではある、向こうにも納得をしてもらはなければいけないけれどということですね。真逆の方向のことだと困るというのはあると思いますけれど。なので、安心して意見を言っていただいて結構です。何かありますか。意見が出てくるまで時間が掛かりそうなので、28ページの「2 防災都市づくりの整備方針」でも、「中心市街地を防災の核としながらも」とあり、この都市計画マスタープランのなかでは、「中心拠点や広域拠点などを」というように、このなかでの言葉の使い方を統一したほうがいいのかと思います。地域生活拠点というのは何なのか、中心地はどうかということもこれだと分からないので、この都市計画マスタープランのなかでは終始一貫して、分類

としては広域拠点、地域拠点、生活拠点、生活中心地という言葉を使うような書き方を意識していただくときっと分かりやすくなると思います。もちろん、何らかの理由で使えないということであれば、それは説明していただければいいと思います。防災の点で他に何かありますか。何か気になることがあれば、できれば今日言っていただければと思います。印象的には交通需要マネジメントもTDMと書いてあって分かりにくかったので、少しでも分かりやすいようにはしていただいています。

○委員 文章の表現について、14ページの一番最初の項目の「自家用車に過度に依存することなく、徒歩圏に主要な都市機能が集積する」とありますが、よく分かりづらい感じがします。徒歩圏にある主要な都市機能というのは具体的にどのことを指しているのか分かりにくくて、自分の徒歩圏に都市機能を集積させるという意味ではないのですよね、きっと。自動車に依存することなくを受けるところがどこなのか、おっしゃりたいことは分かるのですが、徒歩圏に主要な都市機能を集積するのか、自動車に依存することなく都市機能が集約する場所に行けるようなするのか、自分が住んでいる場所の徒歩圏の話なのかごっちゃになるような、市民の方が読んだときに少し分かりにくいのではないかと思います。

○部会長 今のご指摘はそのとおりで思っていて、徒歩圏で基本的な生活は出来るということは一つ目には書いてあって、でも、徒歩圏では足りないものは都市機能があるから、それをつなぐときに自家用車に過度に依存することなく、公共交通で移動ができるようにするという趣旨のことを多分ここでは書いてあって、「自家用車に過度に依存することなく」と一番最初に書いてあるけれど、これが目的ではなので、意図が見えなくなっているのかもしれない。

○事務局 前は「歩いて暮らせる都市づくりを進めるため公共交通の充実を図る」を書き出しにしていたのですが、逆に言うと、歩いて暮らせる都市は何かということを書き込んだがために分かりづらくなっているのかもしれないので、そこは改善するようにします。

○委員 自転車道の整備を長野市でもされていると思うのですが、自転車は移動の手段で使う自転車の他に、スポーツとして楽しむ自転車というものがあって、他の都市から長野市へわざわざ自転車を持ってきて峠を越えて楽しむという方もいらっしゃいます。長野駅まで自転車を持ってきて、長野駅から菅平を越えるとか、野尻湖へ行くとか、戸隠を越えるとかで楽しんでいる方がいるので、観光と自転車というニーズを全国の中でも早めに打ち出すと市として面白いのではないかなと思っています。自分だったらなるべく平な所でアシストの付いている自転車でもいいくらいの坂道はとんでもないと思っていたら、案外身近にそういう楽しみ方をしている方がいるということが分かったので、その辺をもう少し打ち出していくと都市としては面白い存在になれるのではないかなと思います。

○部会長 どこに書くかがよく分からなくて、例えば22、23ページの自然環境の保全の辺りで書くのか、あるいは観光に関する所で一つの切り口としてそういうこともあるのかなと思いました。長野に自転車で来て渋峠越えをするというのが自転車乗りの若者にとって

は夢なんだそうで、一度はやりたいというものらしいのです。別にそこまで意識することはないですが、道路の整備で都市内の自転車道路のネットワークということだけでなく、観光利用というようなこともどこかに入れられたら入れるという手はあるかもしれません。

○事務局 基本的には都市施設の整備方針の中では合わないかなと思います。コンパクトプラスネットワークのまちを補完するためのネットワークのことをうたっていますので、今先生がおっしゃられたとおり観光や自然の保全で自然観光拠点を設けているなかでうたえたらと思います。

○委員 表記の仕方について、「まちづくり」を平仮名で書いている場合と、「街づくり」と書いている場合が混在していて、何か使い分けをしているのか教えていただければと思います。

○部会長 意図して分けて混在させているのか。

○委員 意図しているのだろうとは思っているのですが、例えば21ページの①歩いて暮らせる中心市街地の中には街づくりと書いてありますけれど、②のトップにはまちづくりと平仮名になっています。「街づくり」の場合にはハードになるのか、「まちづくり」の場合にはソフト的なことになるのか。

○部会長 意識してやっていましたか。

○事務局 意識していたわけではないです。

○委員 どちらか統一したほうが良いと思います。

○部会長 それは我々が決めたほうが良いですか。それともお任せしたほうが良いですか。

○事務局 いただいても結構です。

○部会長 それでは皆さんの中で「街づくり」と「まちづくり」とありますがどうでしょうか。あるいは、使い分けもありますよね。委員さんがおっしゃったように、ハード面の整備に関することについては「街づくり」にして、ソフト面の整備に関することについては「まちづくり」にするという考え方もありだろうと思います。皆さんが普段からお考えの意見があればおねがします。

○委員 平仮名で表記されることが多いと思います。広義の概念、ソフトも含めた形でとなると平仮名が一般的ではないかと思います。

○部会長 どちらかに統一するのであれば平仮名が良いのではないかとということですね。

○委員 ここに出てくるものは漢字が多いようですが。

○事務局 文章のなかで平仮名が続くと読みづらいということもあるようなので、例えば「賑わいのあるまちづくりのため」と平仮名が続いたときに読めるかなというものもあります。定義を付けてやりたいと思います。

○部会長 今は意識せず混在しているということなので、説明できるようにしていた

だくということをお願いします。はい、どうぞ。

○委員 大本のところで、部門別方針をこのように分けている理由は何ですか。理念や目標では自然観光や歴史交流があるのと、部門別方針で詳しく書いてある部分とのつながりが分かりません。理念や目標があるので、それぞれの方針を立てていくと思うのですが、先ほどの観光であったり、文化や歴史について理念・目標にある程度入った割に、ここに並んでいる部門の方針は観光や自然に関係している部門の種類になっているのだろうかという疑問があります。この部門に分ける理由を教えてください。

○事務局 基本的には前回のマスタープランの部門分けをそのまま踏襲しています。前回の部門分けがなぜこうなっているのかというと、今ご審議いただいている市町村マスタープランについては国土交通省からの技術的助言の位置付けにある運用指針のなかで市町村マスタープランにはこういうことを書いたらいいんじゃないですかということが列記されていて、土地利用方針や道路、交通の施設の整備方針、景観の整備方針は記載したほうがいいですよと書いてあります。それ以外に長野市としては防災と自然環境について加えています。そういう訳で、こういう分けになっています。

○部会長 今のご説明でよろしいでしょうか。

○事務局 国からのこれは書いたほうがいいでしょうというものは満たした上で追加している部門があるということです。

○部会長 加えて書くことは出来るのですか。

○事務局 出来ます。

○委員 先にお話いただいた前回のところで11ページの図で議論になりましたが、今回追加していただいた土地利用区分ごとの方針に写真が入って分かりやすくなったと思います。加えて書くことがどれだけ難しいのかが想像が出来ないのですけれど、もし、必要があるという判断があれば、自転車に限った話ではありませんが、観光や文化についての、拠点の分類や都市軸に沿った部門を追加、もしくは今ある部門内に組み込ということを考えてもいいのではないかと思います。

○部会長 観光や文化に関する部門があってもいいのではないかと思いますね。

○委員 観光や文化に関する方針がまとまってもいいと思います。

○事務局 土地利用区分に合わせたような書き方ということですかね。違うのかもしれませんが、この部分では土地利用区分ごとの方針をうたいます。先ほども説明しましたが、第4編で土地利用の重点施策を盛り込んでいきます。その際に土地利用の区分ごとのもう少し踏み込んだ書き方になってくると思います。今おっしゃられた高原住宅や自然観光拠点についても踏み込んで書けるかなと考えておりますので、その辺りについては第4編でと考えていただければと思います。その辺でそろえていくと思います。

○部会長 土地利用に関する書き方、あるいは道路や交通施設に関する書き方と同じ部門として観光を都市計画のなかでどうやって書くのかということが今までやられていない

ということもあるので、例えば都市景観整備のなかに入れるということでもいいのか。

○事務局 観光だけを切り取って一つの部門にするということは都市計画マスタープラン的に違うのかなというのがあります。当然、観光があつて土地利用はこうですというのは一つの都市計画のマスタープランにはなるとは思いますが、基本的には観光は観光の目標や計画もありますので。

○部会長 都市計画マスタープランから観光なら観光を支えるためにこういう街づくりが必要だということがはっきりとあるならば、それは記述することは可能ということですね。委員さんは今のお考えで違和感をお持ちのようなので、少し整理をしていただいて、場合によっては今日の会議の後でも、例えばこういう形で記述をしたほうがいいのかということをお考えとしてまとめられて、それを言うていただけたら事務局で検討するというところでよろしいでしょうか。遅れてこられた委員さんも何かありましたら。

○委員 事前にコメントを送らせていただいているので、大丈夫です。

○事務局 本日は出席が叶わないかもしれないということで、事前送付した資料に対してご意見を頂戴しておりました。

○部会長 この会のなかでそのご意見を他の皆さんに確認していただかなくていいですかということですか。

○委員 一番は、立地適正化に関連するような文言は今の段階でも必要ではないかと思ったことです。どういう組み方をするのかは検討中かとは思いますが、都市計画と公共交通を一体として整備するという事は都市構造のなかに入れ込んだほうが良いと思います。具体的に都市機能誘導区域を設けるだとか、あるいは生活機能の誘導区域を設けるだとかというところまで踏み込むかは別としても、一体的な整備を行うということについては、一体的なというのは都市計画と公共交通との一体性ということについては述べておいたほうが良いと思うのですが、もしかしたら立地適正化はこのなかに入れ込む予定でしたか。どういう形で盛り込むのでしょうか。

○事務局 それについての検討もしていかなければいけないのですが、立地適正化計画というものの自体は、前回の都市マスのなかでもそれについての理念は書いてありますし、今回の今まで議論していただいたなかにも立地適正化計画の理念については全て入っていて、立地適正化計画はその理念をまちづくりに具現化していくための一つのツールという位置付けと考えているので、記載をするならばもう少し後の部分でとなると考えております。

○委員 後になるのですか。

○事務局 例えば、前回のマスタープランで言うと第4編の具現化施策で立地適正化計画を具体的に出していくというような、第2編でこういう構想でやるということを書き、第4編でこういう方法でやるということを書くという方法も一つの案として事務局では考えています。

○事務局 というのも、マスタープランの計画目標は20年で、大体10年おきに改定を

しています。立地適正化計画は概ね5年ごとで改定や変更をなささいという、随時変えていけるような計画ということになります。理念と目標はしっかりと都市マスでやっておいて、立地適正化計画は都市機能をどこに誘導していったらいいのか、拠点を育てるのかという計画であるならば、今申し上げたように3編、4編でまとめて、こういう理念があるので、立地適正化計画としてはこういう形で実現化計画を立てたいという表現の仕方を入れていこうかと考えています。元々、交通と土地利用に関してはこのなかでかなり連携のことをうたっておりますので、実施の計画としての立地適正化計画というイメージでいきたいと考えております。

○委員 5ページと19ページで図が示してあって、5ページに対して19ページは公共交通で拠点を結ぶというイメージ図を示しているということは分かります。都市機能の件についても所々でキーワードで書かれていますが、例えば公共交通の沿線に生活の誘導区域を集めていくというような文言はこの所に設けなくてよろしいですか。

○事務局 都市機能誘導とか、居住誘導とかですか。

○委員 そうです。

○事務局 そういった直接的な文言では書いてありません。

○委員 曖昧ですけど、都市機能誘導区域は都市拠点が候補であると3ページの一番下に少し書いてありますよね。

○事務局 その部分は専門部会の資料として入れてあるので、マスタープランでは出しません。

○委員 そうなのですが、こういうお考えなんだということ。

○事務局 第3編の地域別まちづくり構想でそれぞれ拠点について、都市機能誘導区域はここですよというようなことは示していかないといけないので、できれば2編の終わりか3編の頭で立地適正化計画の話の盛り込まなければいけないかなと思っております。そうでなければ、その後の地域ごとの話ができないかなという気がしますので。その辺はまた検討させていただきたいと思えます。

○事務局 9ページのコンパクトな街の形成のための土地利用の誘導の④に拠点と交通の話が少し書いてあったりするのですが、立地適正化計画というイメージを出したほうが分かりやすいということは確かにそのとおりでありますし、今回の都市マスの改定もそこが大きな部分となりますので、3編に入る前にそういったイメージを出すのも一つの手かと思えます。

○部会長 ある意味専門的な知識があれば、今回はそこを見たいと思って都市計画マスタープランを読んでいたら、いつまで経ってもどこにも出てこないから何をやっているんだということになりかねないという可能性もあります。はい、どうぞ。

○委員 22ページにある自然環境の保全と都市環境整備の方針のなかの2番目の豊かな自然との中身を見ると、「郊外の森林や農地などの自然資源の保全と活用による地域特性

を活かした都市空間の形成」とあるのですが、具体的なイメージができません。郊外の農地や森林をどうやって都市空間に活かすという計画なのでしょう。

○事務局 郊外の森林については、都市計画のなかでは風致地区という指定をしているものがあります。景観的な面になるかと思いますが、善光寺の背後の大峰山などの辺りが指定がされているということで、森林についてはそういう考え方です。また、農地については、同じ都市計画区域のなかの市街化調整区域にはなるのですが長野市らしさという農地の、長野市らしい田園風景を活かしていくという意味で書いてございます。

○委員 都市空間というのは長野市全体についてということですか。

○事務局 都市計画区域内だけでもそういったものを持っていますので、都市計画区域内のことを考えています。

○委員 長野市に新幹線で降りてみたら、県外からいらっしゃる方は割りと緑がいっぱいだと思ってきたら緑が少ないとよくおっしゃられるので、その辺をもう少し改善するようなお考えがあるのではないかなと思いつつ読んでいたので、あの辺をどうやるのか、郊外を利用してということは無理だから、都市空間の形成というところで、長野駅周辺を想像していたので、その辺がつながりませんでした。

○部会長 「都市」という言葉はすごく曖昧で、長野市において都市のイメージはどこかと聞くと、長野駅から半径500mの範囲というような考え方をする人は当然いるわけですよ。ここで書いてある都市というのは、長野市の環境の形成という意味で書かれていると思うのですが、都市空間の形成と書かれてしまうとイメージがよく分からないという意見だと思います。都市という言葉は便利ですが、この場合はどうかなということはあるかもしれません。

○委員 長野市が都市というイメージが出来にくかったのも、長野市全体のことをおっしゃっていると取れなかったのも、引っかけました。

○部会長 それはそれとして、例えばどこかに長野市の中心市街地にももっと緑を増やすというようなことを、この自然環境の保全と都市環境整備の方針の所に書いてもいいというご意見がバックにあるということですね。

○委員 はい。いずれにしてももっと緑が欲しいという、駅を降り立ったときに、さすが長野市という印象を持ってもらいたいという思いもあるので、その辺について何かあるといいなと思いました。

○部会長 23ページの(4)身近な緑にふれあえる環境整備のような所で、もう少し書き込んでくれると嬉しいということですね。中心市街地も「身近な緑や公園が不足している中心市街地では」と書いてあるけれど、これだとイメージがしづらいということですね。

○委員 今の自然環境の保全と都市環境整備の方針では、長野市の場合、国定公園まで含んだ場合の自然環境と都市の中にある緑、それは自然ではないけれど、緑地という意味での緑と混在しているので、都市のほうで計画をすとか、それをつなぎ合わせてイメー

ジを作るということもあると思うのですが、それを一緒くたに書いてしまうと、例えば一番初めの文章も「郊外の山林や河川などの自然」と句読点を挟んで後ろにある「中山間地域の森林など」は結構どちらかと言えば並列で扱えると思うのですが、間に挟まれている「市街地の公園や水路」というのは、恐らく「自然」と呼ばれるものと「緑地」と呼ばれるもので印象が全然違うものだと思います。そここのところを一つの方針に盛り込めるものなのか、一つの方針のなかでも都市のなかの緑と、国定公園のような自然環境という意味での自然を書き分けないと、先ほどのような誤解はいくらでも生まれると思うので、書き分けをしたほうがいいのではないかと思います。

○部会長 多分この部分は、他の計画などから引用しながら書いているから、そっちの文章から影響を受けていると思います。我々とすれば、都市計画マスタープランとしての分かりやすさなので、あえて我々は都市部と、郊外を意識して見ている訳ですけど、それが少しごっちゃになっているところがあるかもしれません。検討していただければと思います。これは仕様がなないのだと思いますけれど、22ページに緑のネットワークのイメージという図を見て、緑がたくさんあるということは分かるけれど、緑のネットワークがこういうものだというイメージがあまり伝わってきません。他になければ仕様がなないのだけれど、ネットワークされているイメージが分かる適当なものがあればなおいいなと思いました。

○委員 22ページの4番で環境負荷の少ない都市とうたわれているので、再生エネルギーをどう捉えてらっしゃるのかを書いてあるといいなと思いました。例えば、下水の処理施設からメタンを取ったりだとか、市としても再生エネルギーに対してビジョンがあれば、あるということを書いてあるといいと思いました。どうでしょうか。

○部会長 建築物の省エネルギー化だけでなく、再生可能エネルギーの積極的な利用やということがどこかに入ってくるといいということですよ。もっと具体的に専門に書くところがあるかもしれないですけどね。

○事務局 一応、23ページの(5)や(6)に書いてございますけれども、もう少し書き込むということでしょうか

○委員 具体的になければいいのですが、計画で進める予定のものがあるのであれば市民の皆さんに分かりやすい、こういう方向で進むということが分かりやすいかと思いません。

○事務局 書きこむなかで、あまりたくさん書くわけにはいかないんで、代表的なことで出来れば、どれを代表とするかということはまだ考えます。

○委員 22ページの環境負荷の少ない環境共生都市の形成で中山間地域等での居住の促進等により環境共生型都市の担い手の増加を図るとあるのですが、よく分からないので、説明をお願いします。

○部会長 森作りをするような人が増えるという意味ですよ、きっと。

○委員 中山間地域での居住が促進されると。

○部会長 若い方で営林、森作りに関わりたいという人は結構いるので、そういう人たちを積極的に誘致することによって、中山間地域の高齢化の問題、更に環境共生型都市の担い手になる人たちになるのではないかということで基の文章は書いてあるのだと思います。

○委員 ここも中山間地域が一緒になっているので、都市が分かりづらい。

○委員 環境共生型「都市」の担い手というのが悩みますよね。

○部会長 これも基の文章があってというものですよね。

○委員 中山間地域に来た人たちは環境共生型都市の担い手だと自分では思っていないでしょうから、山間部に来たというイメージになるでしょうけど、環境共生型都市の担い手という自己認識はないと思います。

○部会長 いろいろな目的で郊外の中山間地域に居住したいというニーズが特に都市部ではあるわけですが、必ずしも環境共生型都市の担い手になると思ってくるわけではない。例えば、著作業で日本中どこでもインターネットさえつながっていればいいから、豊かな自然のもとで作業をしたいと思うような人にとっては、この書き方では森作りをしなければいけないのという感じになってしまうかもしれないですね。もちろん、森作りをしたくてくる人もいるかもしれない。

○委員 森作りをする人も環境共生型都市の担い手だとは思っていないかもしれない。

○部会長 それもあるかもしれない。少し検討してみてください。

○委員 21ページの②について、資料の文章のほとんどの最後の言葉が「図る」や「進める」となっているのですが、「中央通りでは歩行者と公共交通を優先した歩行者優先道路路化を検討する」とあり、「検討する」となっている理由はあるのでしょうか。新田町から長野駅までは県道だからその絡みがあるのかなと思いました。

○事務局 検討を図るとは書きづらいので、まさにまだ検討であったり、他の機関と調整が必要な所なので、実際に整備が出来るかということも含めて検討をするということで書いております。

○委員 22ページ、23ページにいろいろ書いてあって、私は農業の立場で出席をさせていただいているのですが、自然環境の保全となると農業の占める割合も大きいです。長野市の場合、農地の筆数が27万筆ほどあり、毎年農業委員会としても調査をしているのですが、問題になっている中山間地域の農地は全体の面積のうち7割ほどは耕作をしていなく、それが増えていっている状況があります。そうすると最終的には人も住まないし、農地も荒れるし、荒れた所は雑木が生えて森林でもないという形になっていってしまいます。これはなかなか止めることは難しいのだけれども、何としても止めなければいけないことは分かっているので、相当な予算と人力を付けなければ再生できない状況になってきています。更に、千曲川、犀川水系の河川敷の農地も荒れてきています。景観も悪くなってきているし、水環境も悪くなってきているということになると、ここにいい言葉で並べてあるけれども、実際は厳しい状況になってきているので、22、23ページのことは活字で書けばこうなのだろうけれ

ども、これを目標として設定してそこへ持っていくには厳しさがあるなという感じは実感としてあります。それをどうするかは長野市のこれからの課題になるとは思いますが。

○部会長　　大変重いご意見ですけれど、言葉で書くのは簡単だけれども、実際の問題をよくご存知の方にとってはそんな問題ではないよというご意見なので、委員さんや担当部署ともしっかりお話をいただいて、何か適切な書き方があれば、都市計画マスタープランの中でももう少し実態に合わせた書き方があるのかどうかをご検討いただければと思います。それでよろしいでしょうか。

○委員　　もう少しいいでしょうか。11ページの市街化区域と市街化調整区域が分かれているイメージ図が分かりやすく書いてあると思うのですが、長野市の場合は市街化区域のなかにも農地がかなりあるのですが、その農地を維持したり、相続したりして次世代に送っていくには都市計画税や相続税、固定資産税などの問題が多くあって、自分は農業をやっていたいのだけれども、税負担の問題で農地を他のものに自分の意思に反して変えていかなければならないという部分もあり、どんどん農地が減っているということもあります。そうになっていった場合、緑がなくなるので景観は悪くなってくる。国は今度農地を守るために市街化区域内にある農地であっても、一生懸命農業をやっているものについては都市計画税も固定資産税も市街化調整区域にある農地並に下げると言い出しています。まだ法定化されていないけれど、最終的にはそういう形になってくると思います。そうすると、市街化区域の農地についても、環境問題や防災の面でもこれからは大事になってくると思います。そういう面では、長野市はこれだけ農地が減ってきているので、一筆なりとも農地は減らさないとなると、市街化区域の農地も非常に大事な要素になってくるなど私個人的には考えています。どうこれをするかということは、農家や地主の方の気持ちあるけれど、今までは維持していたくても維持できなかったという問題があったけれど、国では維持しようという方向に方向転換されてきたので、その辺が変わってくるのではないかと思います。

○部会長　　多分、おっしゃることは皆さんよくお分かりで、人口拡大時代であるならば、中心市街地に人を集めようというときに土地が足りないから農地を宅地にという考え方はあったかもしれないけれど、今は人口減少時代なので、中心部だろうと、さっきの若槻団地のエリアだろうといくらでも空き家や空き地はあるので、優良な農地を潰してまで中心地に人を集めようという話ではないと思います。農地の税制の話はここでは出来ないでしょうから、市街地で農業を営んでいる方、中山間地域で農地を持っている方がこれを見てなるほどと思うように上手く表現できるようならば、農業をやっている方が安心できるような書き方があるならば書き加えていただければと思います。よろしいでしょうか。無ければこれで議事を終わらせていただきます。円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

◎その他

○司会 高木部会長、誠にありがとうございました。次に、その他ということで、次回の日程についてお願いいたします。次回開催日は3月に開催したいと考えております。つきましては、大変恐縮ですが3月1日（火）の午後に開催したいと存じます。誠に勝手ではございますが、よろしくをお願いいたします。また、準備ができましたら、時間、場所等を改めてご通知をいたしますので、日程の調整等、お願いしたいと存じます。また、そのときは中間報告に向けて本日議論していただいたことやご指摘いただいたことを整理いたしまして、資料をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会

○司会 委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきありがとうございました。また、ただいまは熱心にご議論をいただき、感謝申し上げます。それでは、以上をもちまして第5回都市計画マスタープラン改定専門部会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。